

財形年金預金

(平成 26 年 1 月 6 日現在適用中)

項 目	内 容
1. 商 品 名	・財形年金預金
2. ご 利 用 先	・満 55 歳未満の勤労者のみ
3. 期 間	・積立期間 5 年以上 ・据置期間（最終預入日から支払開始日まで）6 か月以上 5 年以内 ・この預金は、1 口の期日指定定期預金としてお預りします。 ただし、預入日から年金元金計算日（支払開始日の 3 か月前の応当日）までの期間が 1 年未満のときは、1 口ごとに年金元金計算日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）としてお預りします。 ・年金元金計算日前 1 年ごとの応当日において、預入日から期間が 2 年を超える期日指定定期預金は、満期日が到来したものとし、その元利金をとりまとめ 1 口の期日指定定期預金へ自動的に継続します。
4. 預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・年 1 回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入 ・1,000 円以上 ・1,000 円単位
5. 払 戻 方 法	・支払い開始日以降 5 年以上 20 年以内の期間にわたって、分割して払い戻します。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・年金支払日に支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年毎の複利計算
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・非課税の取扱いができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）により 1 年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通預金利率 預入期間が 6 か月以上 1 年未満 預入時の 2 年以上の利率×40% 預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満 預入時の 2 年以上の利率×50% 預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満 預入時の 2 年以上の利率×60% 預入期間が 2 年以上 2 年 6 か月未満 預入時の 2 年以上の利率×70% 預入期間が 2 年 6 か月以上 3 年未満 預入時の 2 年以上の利率×90%
10. その他参考となる事項	・1 人 1 契約に限られます。 ・複数金融機関との契約はできません。 ・年金のお支払いは 60 歳以降、ご指定の日から開始されます。 ・積立期間中、据置期間中、年金受取開始後 5 年以内の要件外払い戻しは、非課税扱いで支払われた利息に対し、5 年前まで遡及して 20%追徴課税となります。（ただし、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日に受け取る利息には、復興特別所得税が上乘せされ、20.315%の税金がかかります。）
11. 預 金 保 険 制 度	・本預金は、預金保険制度の対象となります。

<当行が契約している指定紛争解決機関>

全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室

電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772



大光銀行